

一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成26年11月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）・交通労災防止」連載第10回目

昭和48年「ヒヤッとした動作に反省 再確認」

平成17年「やっていますか 健康診断 活かしていますか 診断結果」



★冷えに注意です！身体を柔らかく。いざという時に柔軟に動けるように・・・★

いよいよ秋～冬に向けての気温となってきたようです。朝昼晩の気温差にはびっくり。同じ作業を続けた後等に筋肉や筋がちぢこまってしまわないように、作業前・後の体操を丁寧におこなって下さい。手首・足首は痛めた時は大変です。気に留めてほぐしてみてください。

♥玄米パンと一緒にクリームシチューはいかがですか？身体を温めるニンジン・山芋・豆・とうがらしなどなど身体保温効果の野菜を煮込んで最後ににんにくをすりおろしてみたり・・・食後の汗始末はしっかりとして下さいね。（体調・体質に合わせて具材をチョイスしてみてください♥クリームシチューには鶏肉が相性いいですよ。）

◆労災豆知識（一人親方さん用） 労災保険って？

*給付基礎日額、保険料・・・とは？

・給付基礎日額とは、「労災保険の給付額」を算定する基礎となるものです。どの日額でも、治療費は全額支給されますが、治療費以外の受取金額が異なってきます。例えばケガをしてしまって仕事が出来ない状態が4日以上になると、4日目から労災より給付が行われます。（3日間は給付がありません。）その時の1日の補償の計算の基礎となるのが「給付基礎日額」です。休業の場合は給付基礎日額の80%相当額となりますので、3,500円の給付基礎日額を選択されている人は1日2,800円の所得補償です。5,000円の給付基礎日額の場合は4,000円です。現在の収入に見合った金額を考慮のうえ、給付基礎日額を選択していただければと思います。選択した（決定された）給付基礎日額により、「保険料」が変わってきます。

・保険料とは、「給付基礎日額×365」に保険料率を乗じて算出されています。（年間保険料です。）（建設の事業の場合の保険料率は現在19/1000ですが、平成27年度（4月～）は変更されるかもしれません。）例えば給付基礎日額が5,000円の場合には $5,000 \times 365 = 1,825,000$ 円 ←保険料算定基礎額です。これに19/1000を乗じると $1,825,000 \times 19/1000 = 34,675$ 円が年間の「保険料」です。なお、年度途中での加入・脱退の場合にはその年度内の加入月数に応じた保険料算定基礎額により「保険料」を算出します。（1ヶ月未満の端数があるときには、これを1ヶ月として計算します。）

☆加入手続きの時には「年間（月別）の保険料」+当協会の「年間（月別）事務会費」でご提示しています。

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局
（安達社会保険労務士事務所）

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！H/P <http://www.oyakatar.jp/>